

平成15年6月13日

芦別市長 林 政 志 様

芦別市特別職報酬等審議会
会 長 熊 谷 源 吉



特別職の報酬等の改定について(答申)

平成15年5月27日付け15職第38号をもって諮問のあった特別職
の報酬等の改定について、慎重に審議した結果、別紙のとおり答申します。

答 申

市三役の給料月額の改定について次の内容による諮問に対し、可と答申する。

1 給料の額

市 長	給料月額	792,000円	(削減率10%)
助 役	給料月額	646,000円	(削減率10%)
収入役	給料月額	584,000円	(削減率 5%)

2 実施時期

平成15年7月1日

説 明

芦別市特別職報酬等審議会は、平成15年5月27日、市長、助役及び収入役の給料月額について市長から諮問を受け、同日及び6月4日にわたって会議を開催し、それぞれ事務局から審議に必要な資料の説明を受けた。

その内容は、行政改革をより推進するため平成13年度及び平成14年度において実施した一定期間の給料削減措置ではなく、現行の給料月額を市長及び助役にあつては10%、収入役にあつては5%それぞれ削減した、新たな給料月額を本年7月1日から実施し、自ら市三役の給料

を削減することによって、職員にも行財政運営のためその協力を求めようとするものである。

このため、審議に当たっては今日の厳しい経済環境からして、本市の財政状況を把握したうえでの論議が必要ではないかの判断に立ち、初めに本市の各種財政指数が他市との比較においてどのような位置にあるかについて了知した。

従来、市三役の給料月額については、国の人事院勧告に基づく一般職の給料月額の引き上げに伴って、市三役の給料月額を市三役と一般職員最高年収者との対比、あるいは類似都市との比較等の中で審議されてきたところである。

しかし、今回、削減率を示した有額の諮問に対しては、現在の極めて厳しい経済環境や本市の財政状況を考慮すると従来の手法による比較検討では不十分であり、地域における給与の実情や本市の将来を見据えた、新たな視点による論議が必要ではないかとの判断に立った。しかしながら、本市各企業の給与の実態について把握できないこと、将来にわたった市の財政状況を検討し地域事情を考慮した適正な給料のあり方を審議することが非常に困難なことなどから、このたびの市三役の給料月額の削減については類似都市等との比較において判断したが、今後更に踏み込んだ努力も可能と思われることから付帯意見を付して可とした次第である。

付 帯 意 見

- 1 既に民間企業では徹底した経費節減を図り自らの存立をかけて必死の努力を行っており、これを考慮すると新たな給料の設定に当たっては、今後、地域の経済状況にも配意し更なる自主性を発揮すること。
- 2 今後の市政運営に当たっては、地域経済の悪化や雇用情勢の深刻化に伴い本市の歳入の根幹を成す市税収入が減収となる一方で、少子高齢化社会における様々な施策の展開が求められることから経費全般について徹底した節減を行い、財政健全化に向けた不断の努力を行うこと。